

埼玉県後期高齢者医療広域連合
審査基準及び標準処理期間

令和7年2月

1 申請に対する処分事項一覧

整理	所管課	根拠法令・条項	申請に対する処分	備考
1	総務課	埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条	情報公開請求に対する決定	
2	総務課	個人情報の保護に関する法律第82条	保有個人情報の開示請求に対する決定	
3	総務課	個人情報の保護に関する法律第93条	保有個人情報の訂正請求に対する決定	
4	総務課	個人情報の保護に関する法律第101条	保有個人情報の利用停止請求に対する決定	
5	総務課	地方自治法施行令第91条第2項	条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付	
6	総務課 (監査委員)	地方自治法施行令第99条において準用する第91条第2項	事務監査の請求代表者証明書の交付	
7	総務課 (選挙管理委員会)	地方自治法施行令第100条において準用する第91条第2項	議会の解散の請求代表者証明書の交付	
8	総務課 (選挙管理委員会)	地方自治法施行令第110条において準用する第91条第2項	議会の議員の解職の請求代表者証明書の交付	

1 申請に対する処分事項一覧

9	総務課 (選挙管理委員会)	地方自治法施行令第116条において準用する第91条第2項	長の解職の請求代表者証明書の交付	
10	総務課	地方自治法施行令第121条において準用する第91条第2項	副広域連合長、選挙管理委員及び監査委員の解職請求代表者証明書の交付	
11	保険料課	高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号	障害認定	
12	保険料課	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第17条第1項、第2項及び第3項	資格確認書の再交付	
13	保険料課	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第32条	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第3項の規定の適用（基準収入額適用）	
14	保険料課	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第17条	保険料の徴収猶予	
15	保険料課	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第18条	保険料の減免	
16	給付課	高齢者の医療の確保に関する法律第57条第2項	一部負担金等の差額の支給	

1 申請に対する処分事項一覧

17	給付課	高齢者の医療の確保に関する法律第69条	一部負担金の減額、免除及び徴収猶予	
18	給付課	高齢者の医療の確保に関する法律第77条第1項及び第2項	療養の給付等の困難者等への療養費の支給	
19	給付課	高齢者の医療の確保に関する法律第78条	訪問看護療養費の支給	
20	給付課	高齢者の医療の確保に関する法律第82条	特別療養費の支給	
21	給付課	高齢者の医療の確保に関する法律第83条	移送費の支給	
22	給付課	高齢者の医療の確保に関する法律第84条	高額療養費の支給	
23	給付課	高齢者の医療の確保に関する法律第85条	高額介護合算療養費の支給	
24	給付課	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第37条	入院時食事療養費の支給	

1 申請に対する処分事項一覧

25	保険料課	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第62条	特定疾病に係る保険者の認定	
26	保険料課	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第62条第8項	特定疾病受療証の再交付	
27	給付課	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第2条	葬祭費の支給	
28	保険料課	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第16条第1項	資格確認書交付申請	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

課名：総務課 整理番号： 1

許認可等の内容	情報公開請求に対する決定		
法令名・根拠条項	埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 11 条		
関連する法令等の規定	埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 5 条及び第 7 条から第 10 条まで		
審 査 基 準	基 準 (未設定の 場合は その理由)	<p>1 根拠条文 (開示請求に対する決定等)</p> <p>第 11 条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 基準 (公文書の開示を請求できるもの)</p> <p>第 5 条 次に掲げるものは、実施機関に対して公文書の開示（第 5 号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書の開示に限る。）を請求することができる。</p> <p>(1) 広域連合の区域内に住所を有する者</p> <p>(2) 広域連合の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</p> <p>(3) 広域連合の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者</p> <p>(4) 広域連合の区域内に存する学校に在学する者</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの</p> <p>(裏面に続く)</p>	
	設 年 月 日	平成 22 年 3 月 25 日設定（令和 7 年 2 月 27 日最終変更）	
	標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 10 日（翌日起算、休日を含まない。）
設 年 月 日	平成 22 年 3 月 25 日設定（平成 年 月 日最終変更）		
備 考			

<p>審 査 基 準</p>	<p>基 準 (未設定の 場合は その理由)</p>	<p>(裏面)</p> <p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する各大臣（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第3項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第5条第1項に規定する各省大臣をいう。）その他国若しくは埼玉県の実務の指示により、公にすることができないと認められる情報</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分</p> <p>(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>(4) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(5) 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(6) 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適</p>
----------------------------	--	---

正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、広域連合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

キ 国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、当該公文書から不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分以外の部分を開示しなければならない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報(第7条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

課名：総務課 整理番号： 2

許認可等の内容	保有個人情報の開示請求に対する決定	
法令名・根拠条項	個人情報の保護に関する法律第 82 条	
関連する法令等の規 定	個人情報の保護に関する法律法第76条及び第78条から第81条	
審 査 基 準	基 準 (未設定の 場合は その理由)	<p>1 根拠条文 (開示請求に対する措置)</p> <p>第 82 条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第 62 条第 2 号又は第 3 号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。</p> <p>2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(裏面に続く)</p>
	設 定 等 年 月 日	平成 22 年 3 月 25 日 設定（令和 7 年 2 月 27 日 最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 30 日（翌日起算、休日を含まない。）
	設 定 等 年 月 日	平成 22 年 3 月 25 日 設定（令和 5 年 4 月 1 日 最終変更）
備 考		

<p>審 査 基 準</p>	<p>基準 (未設定の 場合は その理由)</p>	<p>(裏面)</p> <p>2 基準 (開示請求権)</p> <p>第76条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この節において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この節及び第127条において「開示請求」という。)をすることができる。</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第78条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下この節において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 開示請求者(第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の</p>
----------------------------	---------------------------------------	--

状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 行政機関の長が第82条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。

（部分開示）

第79条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くこ

とができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第80条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第 81 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

課名：総務課 整理番号： 3

許認可等の内容	保有個人情報の訂正請求に対する決定	
法令名・根拠条項	個人情報の保護に関する法律第93条	
関連する法令等の規	個人情報の保護に関する法律第90条及び第92条	
審 査 基 準	基 準 (未設定の 場合は その理由)	<p>1 根拠規定 (訂正請求に対する措置)</p> <p>第93条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 基準 (訂正請求権)</p> <p>第90条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</p> <p>(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの</p> <p>(裏面に続く)</p>
	設 年 定 月 等 日	平成22年3月25日設定（令和7年2月27日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数30日（翌日起算、休日を含まない。）
	設 年 定 月 等 日	平成22年3月25日設定（令和5年4月1日最終変更）
備 考		

<p>審 査 基 準</p>	<p>基 準 (未設定の 場合は その理由)</p>	<p>(裏面)</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第127条において「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。</p> <p>(保有個人情報の訂正義務)</p> <p>第92条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。</p>
----------------------------	---	--

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

課名：総務課 整理番号： 4

許認可等の内容	保有個人情報の利用停止請求に対する決定	
法令名・根拠条項	個人情報の保護に関する法律第101条	
関連する法令等の規	個人情報の保護に関する法律第98条及び第100条	
審 査 基 準	基 準 (未設定の 場合は その理由)	<p>1 根拠規定 (利用停止請求に対する措置)</p> <p>第101条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 基準 (利用停止請求権)</p> <p>第98条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(裏面に続く)</p>
	設 年 定 月 等 日	平成22年3月25日設定（令和7年2月27日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数30日（翌日起算、休日を含まない。）
	設 年 定 月 等 日	平成22年3月25日設定（令和5年4月1日最終変更）
備 考		

<p>審 査 基 準</p>	<p>基 準 (未設定の 場合は その理由)</p>	<p>(裏面)</p> <p>(2) 第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第127条において「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。</p> <p>(保有個人情報の利用停止義務)</p> <p>第100条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>※ 第100条中「当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」については、処分の先例がないため、あらかじめ上記の条文に定める以外の基準は設定しない。</p>
----------------------------	--	---

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

課名：総務課 整理番号： 5

許認可等の内容	条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付		
法令名・根拠条項	地方自治法施行令第91条第2項		
関連する法令等の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第74条第1項 ・地方自治法施行令第91条第1項及び第98条の4 ・地方自治法施行規則第9条第2項 		
審 査 基 準	基 準 (未設定の 場合は その理由)	1 根拠法令 (請求代表者の証明) 第91条 (略) 2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。 3～5 (略) 2 基準 次の法令の規定による。 <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第74条第1項の規定 ・地方自治法施行令第91条第1項及び第98条の4の規定 ・地方自治法施行規則第9条第2項の規定 	
	設 年 定 月 等 日	平成22年3月25日設定 (令和7年2月27日最終変更)	
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数14日 (翌日起算、休日を含まない。)	
	設 年 定 月 等 日	平成22年3月25日設定 (令和7年2月27日最終変更)	
備	考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

課名：総務課（監査委員） 整理番号： 6

許認可等の内容	事務監査の請求代表者証明書の交付	
法令名・根拠条項	地方自治法施行令第99条において準用する第91条第2項	
関連する法令等の規	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第75条第1項 ・地方自治法施行令第91条第1項及び第98条の4 ・地方自治法施行規則第10条第2項 	
審 査 基 準	基 準 (未設定の 場合は その理由)	1 根拠法令 (監査の請求) 第99条 第91条から第98条まで、第98条の3及び前条の規定は、地方自治法第75条第1項の規定による普通地方公共団体の事務の監査の請求にこれを準用する。※前段のみ抜粋 2 準用規定 (請求代表者の証明) 第91条(略) 2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。 3 基準 次の法令の規定による。 <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第75条第1項の規定 ・地方自治法施行令第91条第1項及び第98条の4の規定 ・地方自治法施行規則第10条第2項の規定
	設 定 等 年 月 日	平成22年3月25日設定（令和7年2月27日最終変更）
標 準 処 理 期 間 標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 標 準 処 理 期 間	総日数14日（翌日起算、休日を含まない。）
	設 定 等 年 月 日	平成22年3月25日設定（令和7年2月27日最終変更）
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

課名：総務課（選挙管理委員会） 整理番号： 7

許認可等の内容	議会の解散の請求代表者証明書の交付	
法令名・根拠条項	地方自治法施行令第 100 条において準用する第 91 条第 2 項	
関連する法令等の規	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第76条第1項及び第79条 ・地方自治法施行令第91条第1項及び第98条の 4 ・地方自治法施行規則第 11 条第 2 項 	
審 査 基 準	基 準 (未設定の 場合は その理由)	1 根拠法令 (議会の解散の請求) 第 100 条 第 91 条から第 97 条まで、第 98 条第 1 項、第 98 条の 3 及び第 98 条の 4 の規定は、地方自治法第 76 条第 1 項の規定による普通地方公共団体の議会の解散の請求にこれを準用する。※前段のみ抜粋 2 準用規定 (請求代表者の証明) 第 91 条 (略) 2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。 3 基準 次の法令の規定による。 <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第76条第1項及び第79条の規定 ・地方自治法施行令第91条第 1 項及び第98条の 4 の規定 ・地方自治法施行規則第 11 条第 2 項の規定
	設 定 等 年 月 日	平成 2 2 年 3 月 2 5 日設定 (令和 7 年 2 月 2 7 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 期	総日数 1 4 日 (翌日起算、休日を含まない。)
	設 定 等 年 月 日	平成 2 2 年 3 月 2 5 日設定 (令和 7 年 2 月 2 7 日最終変更)
備	考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

課名：総務課（選挙管理委員会） 整理番号： 8

許認可等の内容	議会の議員の解職の請求代表者証明書の交付	
法令名・根拠条項	地方自治法施行令第 110 条において準用する第 91 条第 2 項	
関連する法令等の規	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第80条第1項及び第84条 ・地方自治法施行令第91条第1項及び第98条の 4 ・地方自治法施行規則第12条第2項 	
審 査 基 準	基 準 (未設定の 場合は その理由)	1 根拠法令 (議員の解職の請求) 第 110 条 第 91 条から第 97 条まで、第 98 条第 1 項、第 98 条の 3 及び第 98 条の 4 の規定は、地方自治法第 80 条第 1 項の規定による普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求にこれを準用する。※前段のみ抜粋 2 準用規定 (請求代表者の証明) 第 91 条 (略) 2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。 3 基準 次の法令の規定による。 <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第80条第1項及び第84条の規定 ・地方自治法施行令第91条第 1 項及び第98条の 4 の規定 ・地方自治法施行規則第 12 条第 2 項の規定
	設 定 等 年 月 日	平成 2 2 年 3 月 2 5 日設定 (令和 7 年 2 月 2 7 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 1 4 日 (翌日起算、休日を含まない。)
	設 定 等 年 月 日	平成 2 2 年 3 月 2 5 日設定 (令和 7 年 2 月 2 7 日最終変更)
備	考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

課名：総務課（選挙管理委員会） 整理番号： 9

許認可等の内容	長の解職の請求代表者証明書の交付	
法令名・根拠条項	地方自治法施行令第 116 条において準用する第 91 条第 2 項	
関連する法令等の規	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第81条第1項及び第84条 ・地方自治法施行令第91条及び第98条の 4 ・地方自治法施行規則第12条第2項 	
審 査 基 準	基 準 (未設定の 場合は その理由)	1 根拠法令 (長の解職の請求) 第 116 条 第 91 条から第 97 条まで、第 98 条第 1 項、第 98 条の 3 及び第 98 条の 4 の規定は、地方自治法第 81 条第 1 項の規定による普通地方公共団体の長の解職の請求について準用する。※前段のみ抜粋 2 準用規定 (請求代表者の証明) 第 91 条 (略) 2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。 3 基準 次の法令の規定による。 <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第81条第1項及び第84条の規定 ・地方自治法施行令第91条第 1 項及び第98条の 4 の規定 ・地方自治法施行規則第 12 条第 2 項の規定
	設 定 等 年 月 日	平成 2 2 年 3 月 2 5 日設定 (令和 7 年 2 月 2 7 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 1 4 日 (翌日起算、休日を含まない。)
	設 定 等 年 月 日	平成 2 2 年 3 月 2 5 日設定 (令和 7 年 2 月 2 7 日最終変更)
備	考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

課名：総務課 整理番号：10

許認可等の内容	副広域連合長、選挙管理委員及び監査委員の解職請求代表者証明書の交付		
法令名・根拠条項	地方自治法施行令第121条において準用する第91条第2項		
関連する法令等の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第86条第1項及び第88条 ・地方自治法施行令第91条及び第98条の4 ・地方自治法施行規則第12条第2項 		
審 査 基 準	基 準 (未設定の 場合は その理由)	1 根拠法令 (役員の解職の請求) 第121条 第91条から第98条まで、第98条の3及び第98条の4の規定は、地方自治法第86条第1項の規定による副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求について準用する。※前段のみ抜粋 2 準用規定 (請求代表者の証明) 第91条(略) 2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。 3 基準 次の法令の規定による。 ・地方自治法第86条第1項及び第88条の規定 ・地方自治法施行令第91条第1項及び第98条の4の規定 ・地方自治法施行規則第12条第2項の規定	
	設 年 定 月 等 日	平成22年3月25日設定(令和7年2月27日最終変更)	
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数14日(翌日起算、休日を含まない。)	
	設 年 定 月 等 日	平成22年3月25日設定(令和7年2月27日最終変更)	
備	考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

課名：保険料課 整理番号：11

許認可等の内容	障害認定	
法令名・根拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号	
関連する法令等の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の医療の確保に関する法律施行令第3条 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第8条第1項 	
審 査 基 準	基 準 (未設定の 場合は その理由)	1 根拠法令 高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号 2 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の者であつて、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの 2 基準 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第3条 第3条 法第50条第2号に規定する政令で定める程度の障害の状態は、別表に定めるとおりとする。 別表(第3条関係) 1 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力(万国式試視力表によって測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。ロにおいて同じ。)がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/二視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの (裏面に続く)
	設 年 定 月 等 日	平成22年3月25日設定(令和7年2月27日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	3日
	設 年 定 月 等 日	平成22年3月25日設定(令和7年2月27日最終変更)
備 考		

審 査 基 準	基 準 (未設定の 場合は その理由)	<p>(裏面)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 両耳の聴力レベルが90 デシベル以上のもの 3 平衡機能に著しい障害を有するもの 4 咀嚼の機能を欠くもの 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 9 一上肢のすべての指を欠くもの 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 11 両下肢のすべての指を欠くもの 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 13 一下肢を足関節以上で欠くもの 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
------------------	----------------------------------	--

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

課名：保険料課 整理番号：12

許認可等の内容	資格確認書の再交付
法令名・根拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第17条第1項、第2項及び第3項
関連する法令等の規定	
審査基準	<p>根拠法令及び基準 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第17条 第17条 資格確認書の交付を受けている者は、当該資格確認書を破り、汚し、又は失ったときは、第1号に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出し、第2号に掲げる書類（当該申請書に個人番号を記載しない場合に限る。）を提示して、その再交付を申請することができる。</p> <p>1 次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 氏名、生年月日及び住所 ロ 個人番号又は被保険者番号 ハ 再交付申請の理由 <p>2 氏名及び生年月日又は住所（以下この号において「個人識別事項」という。）が記載された書類であって、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 個人番号カード又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）第1条第1号に掲げる書類 ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該被保険者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして当該被保険者が住所を有する後期高齢者医療広域連合が適当と認めるもの ハ イ及びロに掲げるもののほか、介護保険の被保険者証若しくは児童扶養手当証書又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって当該被保険者が住所を有する後期高齢者医療広域連合が適当と認めるもののうち二以上の書類 <p>2 資格確認書を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その資格確認書を添えなければならない。</p> <p>3 後期高齢者医療広域連合は、第1項の規定による申請を受けたときは、資格確認書を被保険者に再交付しなければならない。</p>
	<p>設 定 等 年 月 日</p> <p>令和6年12月2日設定（令和 年 月 日最終変更）</p>
標準処理期間	<p>標準処 理期</p> <p>即日</p>
	<p>設 定 等 年 月 日</p> <p>令和6年12月2日設定（令和 年 月 日最終変更）</p>

備	考	
---	---	--

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

課名：保険料課 整理番号：13

許認可等の内容	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第5項の規定の適用 (基準収入額適用)
法令名・根拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第32条
関連する法令等の規 定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第5項 ・ 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第31条及び第78条
審 査 基 準	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 10%; text-align: center;">基 準 (未設定の 場合は その理由)</div> <div style="width: 85%;"> <p>1 根拠法令 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第32条 第32条 令第7条第5項第1号又は第2号の規定の適用を受けようとする被 保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提 出しなければならない。ただし、当該後期高齢者医療広域連合において、当 該被保険者が同項第1号又は第2号の規定の適用を受けることの確認を行 うことができるときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者番号 2 個人番号 3 令第7条第五項第一号又は第二号に規定する者について前条の規定に より算定した収入の額 <p>2 基準 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第5項</p> <p>5 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する者については、適用しな い。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該療養の給付を受ける者及びその属する世帯の他の世帯員である被 保険者について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が 520万円（当該世帯に他の被保険者がいない者にあつては、383万円）に 満たない者 2 当該療養の給付を受ける者（その属する世帯に他の被保険者がいない者 であつて70歳以上75歳未満の法第7条第4項に規定する加入者（以下こ の号において「加入者」という。）がいるものに限る。）及びその属する世 帯の加入者について前号の厚生労働省令で定めるところにより算定した 収入の額が520万円に満たない者 3 当該療養の給付を受ける者及びその属する世帯の他の世帯員である被 保険者について当該療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の 給付を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々 年）の第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等の算定 の例により算定した額を合算した額が210万円以下である者 4 市町村民税世帯非課税者 </div> </div>
設 年 月 日	平成22年3月25日設定（令和7年2月27日最終変更）

標準 処理 期間	標準 処理 期間	3日（ただし、収入額の確認が取れない場合にはおおむね1ヵ月程度の期間を有する場合がある）
設 年	定 月	平成22年3月25日設定（令和7年2月27日最終変更）
備	考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

課名：保険料課 整理番号：14

許認可等の内容	保険料の徴収猶予	
法令名・根拠条項	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第17条	
関連する法令等の規定		
審 査 基 準	基 準 (未設定の 場合は その理由)	<p>次に掲げる規定を基準とみなすことができる (徴収猶予)</p> <p>第17条 広域連合長は、被保険者又は連帯納付義務者（法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下この条、次条及び第23条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内の期間に限り、その徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「生計維持者」という。）が死亡したとき。</p> <p>(2) 被保険者又は生計維持者が、心身に重大な障害を受けたこと又は長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。</p> <p>(3) 被保険者又は生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。</p> <p>(4) 被保険者又は生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したとき。</p> <p>(5) 被保険者又は生計維持者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。</p> <p>(6) その他特別な事情があると広域連合長が認めたとき。</p> <p>(裏面に続く)</p>
	設 年 定 月 等 日	平成22年3月25日設定（令和7年2月27日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数14日（翌日起算、休日を含まない。）
	設 年 定 月 等 日	平成22年3月25日設定（平成 年 月 日最終変更）
備 考		

<p>審 査 基 準</p>	<p>基 準 (未設定の 場合は その理由)</p>	<p>(裏面)</p> <p>2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書及び徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を広域連合長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 被保険者の氏名及び住所</p> <p>(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月</p> <p>(3) 徴収猶予を必要とする理由</p> <p>(4) その他広域連合長が必要と認める事項</p>
----------------------------	--	---

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

課名：保険料課 整理番号：15

許認可等の内容	保険料の減免		
法令名・根拠条項	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第18条		
関連する法令等の規	埼玉県後期高齢者医療広域連合保険料減免事務取扱要綱第2条から第5条まで		
審 査 基 準	基 準 (未設定の 場合は その理由)	<p>次の1及び2に掲げる規定を基準とみなすことができる。</p> <p>1 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第18条 (保険料の減免)</p> <p>第18条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。</p> <p>(1) 生計維持者が死亡したとき。</p> <p>(2) 被保険者又は生計維持者が、心身に重大な障害を受けたこと又は長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。</p> <p>(3) 被保険者又は生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。</p> <p>(4) 被保険者又は生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したとき。</p> <p>(5) 被保険者又は生計維持者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。</p> <p>(6) その他特別な事情があると広域連合長が認めたとき。</p> <p style="text-align: center;">(裏面に続く)</p>	
	設 年 月 日	平成22年3月25日設定 (平成 年 月 日最終変更)	
	標 準 処 理 期 間	総日数14日 (翌日起算、休日を含まない。)	
設 年 月 日	平成22年3月25日設定 (平成 年 月 日最終変更)		
備 考			

<p>審 査 基 準</p>	<p>基 準 (未設定の 場合は その理由)</p>	<p>(裏面)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収（法第107条第1項に規定する普通徴収をいう。以下同じ。）の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収（同項に規定する特別徴収をいう。以下同じ。）の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書及び減免を受けようとする理由を証明する書類（以下「申請書等」という。）を広域連合長に提出しなければならない。ただし、当該定められた期日までに申請書等を提出することができないことにつき広域連合長がやむを得ないと認めた場合については、当該定められた期日経過後においても、申請書等を提出することができる。</p> <p>(1) 被保険者の氏名及び住所 (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月 (3) 減免を必要とする理由 (4) その他広域連合長が必要と認める事項</p> <p>2 埼玉県後期高齢者医療広域連合保険料減免事務取扱要綱第2条から第5条まで（別紙要綱参照）</p>
----------------------------	--	---

埼玉県後期高齢者医療広域連合保険料減免事務取扱要綱

平成20年3月27日

告示第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号。以下「条例」という。）第18条の規定による保険料の減免の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(申請書類)

第2条 減免申請に必要な書類は、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成21年広域連合規則第6号）第35条第1項に規定する後期高齢者医療保険料減免申請書（様式第56号）及び別表に定める書類とする。

(特別な事情による減免の取扱い)

第3条 条例第18条第1項第6号の規定により減免する場合の取扱いとしては、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被保険者又は被保険者であったものが、刑事施設、労務所その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。
- (2) 被保険者又は生計維持者が、条例第18条第1項第1号から第5号に類する事由により、保険料を納付する能力が著しく低下したと認められるとき。

(減免の範囲)

第4条 条例第18条第1項各号の規定により減免する保険料は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第18条第1項第1号から第4号に該当する場合 当該年における被保険者及び生計維持者の総収入（給与、事業、老齢年金、遺族年金、障害年金、仕送り、雇用保険給付、休業補償、傷病手当等のすべての収入の合計額）の見込額が、前年と比較し50%以上減少し、かつ、前年における被保険者及び生計維持者の合計所得金額（事業所得、不動産所得、配当所得、給与所得、譲渡所得、雑

所得等の合計額) が600万円以下であり、生活困窮が認められるものに対し、減免申請日以後の当該年度の保険料を次の表の左欄に掲げる収入減少率に応じて同表の右欄に掲げる割合で減免する。ただし、減免申請日より前に納付した減免申請日以後の当該年度の保険料については、減免の対象としない。

収入減少率 (前年比)	減免割合
90%以上	保険料の100%
70%以上90%未満	保険料の70%
50%以上70%未満	保険料の50%

- (2) 条例第18条第1項第5号に該当する場合 災害発生日以後の当該年度の保険料を次の表の左欄に掲げる被災状況に応じて同表の右欄に掲げる割合で減免する。ただし、災害発生日より前に納付した災害発生日以後の当該年度の保険料については、減免の対象としない。

被災状況	減免割合
住宅の損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその住宅の延床面積の70%以上	保険料の100%
住宅の損壊部分がその延床面積の50%以上70%未満	保険料の70%
・住宅の損壊部分がその延床面積の20%以上50%未満 ・家財その他の財産が焼失、損壊等の被害を受けた場合 ・住宅が床上浸水した場合	保険料の50%

- (3) 第3条第1号に該当する場合 拘禁された日の属する月から出所した日の属する月の前月分までの保険料の全額を減免する。

- (4) 第3条第2号に該当する場合 第1号に規定する取扱いに準じて保険料を減免する。

(複数の事由による減免)

第5条 減免事由が複数ある場合は、減免割合が大きい事由を適用する。

(減免額の端数計算)

第6条 減免後の保険料に100円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。

(減免額の更正)

第7条 保険料の減免を決定した後に、減免をする前の保険料について更正する必要

が生じたときは、減免の額を合わせて更正するものとする。

(減免の取扱期間)

第8条 条例第18条第1項第5号の事由により翌年度の保険料額確定後に減免申請があった場合は、当該災害発生日の属する月以後1年を経過する月までに相当する月割算定額について、第4条第2号に掲げる割合で減免を実施する。

(減免の取消し)

第9条 次の各号に該当する場合は、保険料の減免を取り消す。

- (1) 条例第18条第3項の規定による申告があったとき。
- (2) 偽りの申請その他不正行為により、保険料の減免の決定を受けたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(保険料の減免の特例)

2 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の発生に伴い、次の各号のいずれにも該当する被保険者（災害発生日以後、新たに資格取得する者を含む。）を対象として、保険料の減免を行う。

(1) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域に災害発生日時点で住所を有していた者（災害発生日以後、埼玉県内の市町村に転入した者を含む。）

(2) 次に掲げる事由のいずれかに該当すること。

ア 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため、避難又は退避を行ったこと。

イ 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示に基づき、避難のための立退き又は屋内への退避を行ったこと。

ウ 特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第9項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した住居をいう。以下同じ。）に居住していたため、避難を行ったこと。

エ その他、各事由に準ずるものと広域連合長が認める事由

3 前項の規定に基づき令和6年度分の保険料を減免する額は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第2号ア又はイに規定する区域のうち原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示による帰還困難区域に住所を有していた場合 保険料の全額

(2) 前項第2号ア又はイに規定する区域のうち原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示による避難指示解除準備区域の設定が平成27年度に解除された区域に住所を有していた者で、その世帯に属する後期高齢者医療の被保険者の令和5年の施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円以下である場合 保険料の半額

(3) 前項第2号ア又はイに規定する区域のうち原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示による居住制限区域又は避難指示解除準備区域の設定が平成28年度及び平成29年4月1日に解除された区域に住所を有していた者で、その世帯に属する後期高齢者医療の被保険者の令和5年の施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円以下である場合 保険料の全額

(4) 前項第2号ア又はイに規定する区域のうち原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示による居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の設定が令和元年度に解除された区域に住所を有していた者で、その世帯に属する後期高齢者医療の被保険者の令和5年の施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円以下である場合 保険料の全額

(5) 前項第2号ア又はイに規定する区域のうち原子力災害対策特別措置法第2

0条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示による帰還困難区域の設定が令和4年度及び令和5年4月1日に解除された特定復興再生拠点区域に住所を有していた者で、その世帯に属する後期高齢者医療の被保険者の令和5年の施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円以下である場合 保険料の全額

(6) 前項第2号ア又はイに規定する区域のうち原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示による帰還困難区域の設定が令和5年4月2日以降令和5年度に解除された特定復興再生拠点区域に住所を有していた者で、その世帯に属する後期高齢者医療の被保険者の令和5年の施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円以下である場合 保険料の全額

(7) 前項第2号ア又はイに規定する区域のうち原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示による帰還困難区域の設定が令和5年4月2日以降令和5年度に解除された特定復興再生拠点区域に住所を有していた者で、その世帯に属する後期高齢者医療の被保険者の令和5年の施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える場合 令和6年4月分から9月分までの保険料の月割算定額

(8) 前項第2号エに掲げる事由に該当する場合 保険料の全額

附 則 (平成21年8月27日告示第49号)

この告示は、告示の日から施行するものとし、この告示による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合保険料減免事務取扱要綱の規定は、平成21年7月1日から適用する。

附 則 (平成21年10月28日告示第55号)

この告示は、平成21年11月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月15日告示第42号)

この告示は公布の日から施行し、改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合保険料減免事務取扱要綱の規定は、平成23年3月11日から適用する。

附 則（平成23年7月8日告示第49号）

この告示は公布の日から施行し、改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合保険料減免事務取扱要綱の規定は、平成23年3月11日から適用する。

附 則（平成24年6月14日告示第28号）

この告示は公布の日から施行し、改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合保険料減免事務取扱要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月29日告示第12号）

この告示は公布の日から施行し、改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合保険料減免事務取扱要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年6月10日告示第46号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合保険料減免事務取扱要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年4月14日告示第20号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合保険料減免事務取扱要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月31日告示第59号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月21日告示第28号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合保険料減免事務取扱要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月23日告示第21号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月26日告示第13号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月16日告示第32号）

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合保険料減免事務取扱要綱

の規定は、令和2年度以降の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月16日告示第22号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合保険料減免事務取扱要綱の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月16日告示第35号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合保険料減免事務取扱要綱の規定は、令和4年度以降の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日告示第39号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合保険料減免事務取扱要綱の規定は、令和5年度以降の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月21日告示第49号）

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合保険料減免事務取扱要綱の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度分まで

の保険料については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

減免事由	減免申請に必要な書類
<p>条例第18条 第1項第1号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡届の写し（ただし、やむを得ない事情があると広域連合長が認める場合で、住民基本台帳情報により確認することができるときは、省略させることができる。） ・収入状況申告書（別記様式） ・収入状況申告書の記載内容を証明する書類（給与明細書、年金支払通知書、年金額改定通知書、預貯金通帳など）の写し
<p>条例第18条 第1項第2号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書、入院証明書、入院費請求書、領収証などの写し ・収入状況申告書（別記様式） ・収入状況申告書の記載内容を証明する書類（給与明細書、年金支払通知書、年金額改定通知書、預貯金通帳など）の写し
<p>条例第18条 第1項第3号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・休業届、廃業証明書、法人登記簿、会計簿、退職証明書、離職票、雇用保険受給資格者証などの写し ・収入状況申告書（別記様式） ・収入状況申告書の記載内容を証明する書類（給与明細書、年金支払通知書、年金額改定通知書、預貯金通帳など）の写し
<p>条例第18条 第1項第4号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会計簿、残高証明書などの写し ・収入状況申告書（別記様式） ・収入状況申告書の記載内容を証明する書類（給与明細書、年金支払通知書、年金額改定通知書、預貯金通帳など）の写し
<p>条例第18条 第1項第5号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署長など所轄の関係官公署長が発行するり災証明書の写し（ただし、やむを得ない事情があると広域連合長が認める場合で、り災者名簿又は現地調査により確認することができるときは、省略させることができる。）
<p>条例第18条 第1項第6号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者又は被保険者であった者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された場合は、在監証明書、在所証明書などの写し ・上記以外の場合は、広域連合長が必要と認める書類の写し

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

課名：給付課 整理番号：16

許認可等の内容	一部負担金等の差額の支給	
法令名・根拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律第 57 条第 2 項	
関連する法令等の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の医療の確保に関する法律第 57 条第 1 項 ・ 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則第 14 条第 1 項 	
審 査 基 準	基 準 (未設定の 場合は その理由)	<p>次の 1 及び 2 を基準とする。</p> <p>1 支給の要件 (高齢者の医療の確保に関する法律第 57 条第 2 項)</p> <p>2 後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する法令による給付が医療に関する現物給付である場合において、その給付に関し一部負担金の支払若しくは実費徴収が行われ、かつ、その一部負担金若しくは実費徴収の額が、その給付がこの法律による療養の給付として行われたものとした場合におけるこの法律による一部負担金の額を超えるとき、又は同項に規定する法令（介護保険法を除く。）による給付が医療費の支給である場合において、その支給額が、当該療養につきこの法律による入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費又は移送費の支給をすべきものとした場合における入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費又は移送費の額に満たないときは、それぞれその差額を当該被保険者に支給しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(裏面に続く)</p>
	設 年 月 日	平成 22 年 3 月 25 日設定 (令和 7 年 2 月 27 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 90 日 (翌日起算、休日を含まない。)
	設 年 月 日	平成 22 年 3 月 25 日設定 (年 月 日最終変更)
備 考		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">審査基準</p>	<p style="text-align: center;">基 準 (未設定の 場合は その理由)</p>	<p>(裏面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考：高齢者の医療の確保に関する法律第 57 条第 1 項 (他の法令による医療に関する給付との調整) <p>第 57 条 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給は、被保険者の当該疾病又は負傷につき、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定による療養補償給付若しくは療養給付、複数事業労働者療養給付若しくは療養給付、国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定による療養補償、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）若しくは同法に基づく条例の規定による療養補償その他政令で定める法令に基づく医療に関する給付を受けることができる場合、介護保険法の規定によって、それぞれの給付に相当する給付を受けることができる場合又はこれらの法令以外の法令により国若しくは地方公共団体の負担において医療に関する給付が行われた場合には、行わない。</p> <p>2 申請方法 (埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則第 14 条第 1 項) (一部負担金等の差額の支給)</p> <p>第14条 法第57条第2項の規定により一部負担金等の差額の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療一部負担金等差額支給申請書（様式第20号）を広域連合長に提出しなければならない。</p>
---	--	--

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

課名：給付課 整理番号：17

許認可等の内容	一部負担金の減額、免除及び徴収猶予		
法令名・根拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律第 69 条		
関連する法令等の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の医療の確保に関する法律第 67 条第 1 項 ・ 高齢者の医療の確保に関する法律第 68 条 ・ 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 33 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項 ・ 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 77 条 		
審査基準	<p>次の 1 から 3 までの規定を基準とみなすことができる。</p> <p>1 高齢者の医療の確保に関する法律第 69 条第 1 項</p> <p>第 69 条 後期高齢者医療広域連合は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であつて、保険医療機関等に第 67 条第 1 項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一部負担金を減額すること。 2 一部負担金の支払を免除すること。 3 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。 <p>(裏面に続く)</p> <p>(未設定の場合はその理由)</p>		
	設定月日	平成 22 年 3 月 25 日設定 (令和 7 年 2 月 27 日最終変更)	
標準処理期間	標準処理期間	総日数 15 日 (翌日起算、休日を含まない。)	
	設定月日	平成 22 年 3 月 25 日設定 (年 月 日最終変更)	
備考			

<p>審 査 基 準</p>	<p>基 準 (未設定の 場合は その理由)</p>	<p>(裏面)</p> <p>2 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第33条第1項及び第2項 (法第69条第1項の厚生労働省令で定める特別の事情)</p> <p>第33条 法第69条第1項の厚生労働省令で定める特別の事情は、被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと、被保険者の属する世帯の世帯主が死亡し、若しくは心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したことその他これらに類する事由があることにより一部負担金を支払うことが困難と認められることとする。</p> <p>2 一部負担金の減額、その支払の免除又はその徴収の猶予を受けようとする被保険者は、一部負担金減免等申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。この場合において、後期高齢者医療広域連合は、必要に応じ、申請書に前項に規定する事由に該当することを明らかにすることができる書類を添付するよう求めることができる。</p> <p>3 後期高齢者医療広域連合は、前項の申請が第一項に規定する場合に該当すると認めるときは、一部負担金減免等証明書を交付しなければならない</p> <p>3 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第77条 (申請書等の記載事項)</p> <p>第77条 この節の規定による申請又は届出に関し作成する申請書又は届書には、申請者又は届出人の氏名、住所及び申請又は届出の年月日を記載しなければならない。</p> <p>参考： 高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項 (一部負担金)</p> <p>第67条 第64条第3項の規定により保険医療機関等について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付につき第70条第2項又は第71条第1項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。</p> <p>1 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 100の10</p> <p>2 当該療養の給付を受ける者又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者その他政令で定める者について政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である場合(次号に掲げる場合を除く。) 100の20</p> <p>3 当該療養の給付を受ける者又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者その他政令で定める者について政令で定めるところにより算定した所得の額が前号の政令で定める額を超える政令で定める額以上である場合 100の30</p>
----------------------------	---	--

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

課名：給付課 整理番号：18

許認可等の内容	療養の給付等の困難者等への療養費の支給	
法令名・根拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律第77条第1項及び第2項	
関連する法令等の規定	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第47条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第77条	
審 査 基 準	基 準 (未設定の 場合は その理由)	<p>次の1及び2を基準とする。</p> <p>1 支給要件 (高齢者の医療の確保に関する法律第77条第1項及び第2項) (療養費)</p> <p>第77条 後期高齢者医療広域連合は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、後期高齢者医療広域連合がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者が第82条第1項又は第2項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。</p> <p>2 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けないで保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受けた場合において、当該確認を受けなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給するものとする。ただし、当該被保険者が第82条第1項又は第2項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。</p> <p>(裏面に続く)</p>
	設 年 月 日	平成22年3月25日設定（令和7年2月27日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数90日（翌日起算、休日を含まない。）
	設 年 月 日	平成22年3月25日設定（ 年 月 日最終変更）
備 考		

審 査 基 準	基 準 (未設定の 場合は その理由)	<p>(裏面)</p> <p>2 申請の内容 (「高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 47 条及び第 77 条」) (療養費の支給の申請)</p> <p>第 47 条 法第 77 条第 1 項の規定により療養費の支給を受けようとする被 保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連 合に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者証の番号 2 氏名又は個人番号 3 傷病名及びその原因、発病又は負傷の年月日並びに傷病の経過 4 診療、薬剤の支給又は手当を受けた病院、診療所、薬局その他の者 の名称及び所在地又は氏名及び住所 5 診療又は調剤に従事した医師若しくは歯科医師又は薬剤師の氏名 6 診療、薬剤の支給又は手当の内容及び期間並びにその診療、薬剤の 支給又は手当が食事療養、生活療養、評価療養、患者申出療養又は選 定療養を含むものであるときは、その旨 7 療養に要した費用の額 8 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険 外併用療養費の支給を受けることができなかった理由 9 疾病又は負傷が第三者の行為によるものであるときは、その事実並 びに第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明 らかでないときは、その旨） <p>2 前項の申請書には、同項第 7 号に掲げる費用の額を証する書類を添付 しなければならない。</p> <p>3 前項の書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に日本 語の翻訳文を添付しなければならない。 (申請書等の記載事項)</p> <p>第 77 条 この節の規定による申請又は届出に関し作成する申請書又は届 書には、申請者又は届出人の氏名、住所及び申請又は届出の年月日を記 載しなければならない。</p>
------------------	----------------------------------	--

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

課名：給付課 整理番号：19

許認可等の内容	訪問看護療養費の支給	
法令名・根拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律第 78 条	
関連する法令等の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 48 条から第 50 条まで及び第 77 条 ・健康保険法第 88 条第 1 項 	
審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>次の 1 及び 2 に掲げる規定を基準とみなすことができる。</p> <p>1 高齢者の医療の確保に関する法律第 78 条第 1 項及び第 2 項 (訪問看護療養費)</p> <p>第 78 条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が指定訪問看護事業者から当該指定に係る訪問看護事業（健康保険法第 88 条第 1 項に規定する訪問看護事業をいう。）を行う事業所により行われる訪問看護（疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある被保険者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。以下「指定訪問看護」という。）を受けたときは、当該被保険者に対し、当該指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。ただし、当該被保険者が第 82 条第 1 項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。</p> <p>2 前項の訪問看護療養費は、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合が必要と認める場合に限り、支給するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(裏面に続く)</p>
	設定等日	平成 22 年 3 月 25 日設定（令和 7 年 2 月 27 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 90 日（翌日起算、休日を含まない。）
	設定等日	平成 22 年 3 月 25 日設定（ 年 月 日最終変更）
備考		

<p>審 査 基 準</p>	<p>基 準 (未設定の 場合は その理由)</p>	<p>(裏面)</p> <p>2 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 48 条から第 50 条まで (法第 78 条第 1 項の厚生労働省令で定める基準)</p> <p>第 48 条 法第 78 条第 1 項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定し、又はこれに準ずる状態にあり、かつ、居宅において看護師その他次条に規定する者が行う療養上の世話及び必要な診療の補助を要することとする。 (法第 78 条第 1 項の厚生労働省令で定める者)</p> <p>第 49 条 法第 78 条第 1 項の厚生労働省令で定める者は、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士とする。 (訪問看護療養費の支給が必要と認める場合)</p> <p>第 50 条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が寝たきりの状態にある者又はこれに準ずる状態にある者(第 48 条の基準に適合している者に限る。)であると認められる場合に訪問看護療養費を支給する。ただし、他の訪問看護ステーションから現に指定訪問看護を受けるときは、この限りでない。 (申請書等の記載事項)</p> <p>第 77 条 この節の規定による申請又は届出に関し作成する申請書又は届書には、申請者又は届出人の氏名、住所及び申請又は届出の年月日を記載しなければならない。</p> <p>参考 (健康保険法第 88 条第 1 項) (訪問看護療養費)</p> <p>第 88 条 被保険者が、厚生労働大臣が指定する者(以下「指定訪問看護事業者」という。)から当該指定に係る訪問看護事業(疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。))に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助(保険医療機関等又は介護保険法第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第 29 項に規定する介護療養型医療施設によるものを除く。以下「訪問看護」という。)を行う事業をいう。)を行う事業所により行われる訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。</p>
----------------------------	---	--

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

課名：給付課 整理番号：20

許認可等の内容	特別療養費の支給	
法令名・根拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律第 82 条	
関連する法令等の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 54 条 ・ 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 77 条 	
審 査 基 準	基 準 (未設定の 場合は その理由)	<p>次の 1 から 3 までに掲げる規定を基準とみなすことができる。</p> <p>1 高齢者の医療の確保に関する法律第 82 条</p> <p>第 82 条 後期高齢者医療広域連合は、保険料を滞納している被保険者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（第 4 項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる被保険者を除く。以下この条において「保険料滞納者」という。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、市町村が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組（次項並びに第 92 条第 1 項及び第 2 項において「保険料納付の勧奨等」という。）を行ってもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該保険料滞納者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、当該保険料滞納者に対し、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給（次項、第 4 項及び第 5 項において「療養の給付等」という。）に代えて、特別療養費を支給する。</p> <p style="text-align: center;">（裏面に続く）</p>
	設 年 月 日	平成 22 年 3 月 25 日設定（令和 7 年 2 月 27 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 90 日（翌日起算、休日を含まない。）
	設 年 月 日	平成 22 年 3 月 25 日設定（ 年 月 日最終変更）
備 考		

<p>審 査 基 準</p>	<p>基 準 (未設定の 場合は その理由)</p>	<p>(裏面)</p> <p>2 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 54 条 (特別療養費の支給の申請)</p> <p>第 54 条 法第 82 条第 1 項又は第 2 項本文の規定により特別療養費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保険者番号及び被保険者番号 2 氏名及び個人番号 3 療養を取り扱った保険医療機関等又は訪問看護ステーションの名称及び所在地 4 傷病名及び療養期間 5 療養につき算定した費用の額 6 疾病又は負傷が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨） <p>2 前項の申請書には、同項第 5 号に規定する療養につき算定した費用の額を証する書類を添付しなければならない。</p> <p>3 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 77 条 (申請書等の記載事項)</p> <p>第 77 条 この節の規定による申請又は届出に関し作成する申請書又は届書には、申請者又は届出人の氏名、住所及び申請又は届出の年月日を記載しなければならない。</p>
----------------------------	---	--

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

課名：給付課 整理番号：21

許認可等の内容	移送費の支給	
法令名・根拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律第 83 条	
関連する法令等の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 58 条から第 60 条まで及び第 77 条 ・ 埼玉県後期高齢者医療広域連合移送費支給事務取扱基準（平成21年11月26日広域連合長決定） 	
審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>次の 1 から 6 までに掲げる規定を基準とみなすことができる。</p> <p>1 高齢者の医療の確保に関する法律第 83 条 第 83 条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が療養の給付（保険外併用療養費に係る療養及び特別療養費に係る療養を含む。）を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、当該被保険者に対し、移送費として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を支給する。</p> <p>2 前項の移送費は、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合が必要であると認める場合に限り、支給するものとする。</p> <p>2 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 58 条 （「埼玉県後期高齢者医療広域連合移送費支給事務取扱基準第 3 条」参照） （移送費の額） 第 58 条 法第 83 条第 1 項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した額とする。ただし、現に当該移送に要した費用の額を超えることができない。</p> <p>（裏面に続く）</p>
	設 定 等 年 月 日	平成 2 2 年 3 月 2 5 日 設定（平成 年 月 日 最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 9 0 日（翌日起算、休日を含まない。）
	設 定 等 年 月 日	平成 2 2 年 3 月 2 5 日 設定（平成 年 月 日 最終変更）
備考		

<p>審 査 基 準</p>	<p>基 準 (未設定の 場合は その理由)</p>	<p>(裏面)</p> <p>3 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 59 条 (「埼玉県後期高齢者医療広域連合移送費支給事務取扱基準第 3 条」参照) (移送費の支給が必要と認める場合)</p> <p>第 59 条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が次の各号のいずれにも該当すると認められる場合に移送費を支給する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。 2 移送の原因である疾病又は負傷により移動をすることが著しく困難であったこと。 3 緊急その他やむを得なかったこと。 <p>4 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 60 条 (移送費の支給の申請)</p> <p>第 60 条 法第 83 条第 1 項の規定により移送費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者番号 2 氏名及び個人番号 3 傷病名及びその原因並びに発病又は負傷の年月日 4 移送経路、移送方法及び移送年月日 5 付添いがあったときは、その付添人の氏名及び住所 6 移送に要した費用の額 7 疾病又は負傷の原因が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨) <p>2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した医師又は歯科医師の意見書及び同項第 6 号に規定する移送に要した費用の額を証する書類を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 移送を必要と認めた理由(付添いがあったときは、併せてその付添いを必要と認めた理由) 2 移送経路、移送方法及び移送年月日 3 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならない。 4 第 47 条第 3 項の規定は、第 2 項の意見書について準用する。 <p>5 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 77 条 (申請書等の記載事項)</p> <p>第 77 条 この節の規定による申請又は届出に関し作成する申請書又は届書には、申請者又は届出人の氏名、住所及び申請又は届出の年月日を記載しなければならない。</p> <p>6 第 47 条第 3 項の規定</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 前項の書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に日本語の翻訳文を添付しなければならない。
----------------------------	--	--

埼玉県後期高齢者医療広域連合移送費支給事務取扱基準

平成21年11月26日

広域連合長決定

(趣旨)

第1条 この基準は、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「施行規則」という。）第58条及び第59条の規定による埼玉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の移送費の支給事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(施行規則第59条各号の取扱い)

第2条 施行規則第59条各号の具体的な取扱いは次のとおりとする。

- (1) 施行規則第59条第1号に規定する「法に基づく適切な療養」とは、保険診療としての適切な療養であって、単に検査目的での診療等については、該当しないものとする。
- (2) 施行規則第59条第2号に規定する「移送の原因である疾病又は負傷」に該当する場合は、「移動をすることが著しく困難」であることの理由が当該疾病又は負傷による場合であり、それ以外の肢体不自由等の理由により「移動をすることが著しく困難」である場合については、該当しないものとする。
- (3) 施行規則第59条第2号に規定する「移動をすることが著しく困難であったこと」に該当する場合は、被保険者の移動が著しく困難な状況であり、通常の交通手段（自家用車、電車、バス等）により移動をすることで病状の悪化を招くおそれ等があると医師が判断した場合とする。
- (4) 施行規則第59条第3号に規定する「緊急その他やむを得なかったこと」に該当する場合は、次のとおりとする。
 - ア 負傷した被保険者が、緊急に災害現場等から医療機関に移送する必要があったと医師が認めたとき。
 - イ 被保険者の状況からみて、傷病が当該医療機関の設備等では十分な診療ができず、他の医療機関に転院する必要があると医師が判断し、移送の指示をしたとき。

ウ 被保険者が、当該医療機関での入院が受け入れ体制等の関係から不可能な場合において、他の医療機関に入院する必要があると医師が判断し、移送の指示をしたとき。

エ 離島等で疾病にかかり、又は負傷し、傷病が発生した場所の付近の医療機関では必要な療養の提供が不可能であるか又は著しく困難であるため、必要な療養の提供が受けられる最寄りの医療機関に移送する必要があると移送先の医師が認めたとき。

オ 当該医療機関では対応できない療養のため、他の医療機関に転院する必要があると医師が判断し、移送の指示をしたとき。

カ その他これらに準ずる場合であって広域連合が相当と認めるとき。

(移送費の額の算定)

第3条 施行規則第58条の規定による移送費の額の算定は、次によるものとする。

(1) 移送の方法は、寝台タクシーによるものとする。ただし、他の移送方法が適当であると医師が認めた場合はこの限りでない。

(2) 酸素呼吸器使用等の付帯サービス（傷病の特性上やむを得ない理由があると医師が認めたものに限る。）を利用した場合には、当該利用料を移送の経費として移送費の額の算定に加えることができる。

(3) 移送の距離及び時間の算定は、移送業者等の寝台タクシー等の出発地から移送先の医療機関までの最も経済的な通常の経路で往復した距離及び時間を限度とする。

(4) 移送費の基準額は、別表に掲げる移送距離に応じた基準額と移送時間に応じた基準額とを合算した額（以下「算定基準額」という。）とする。

(5) やむを得ない事情により移送距離又は移送時間を確認することができないときは、特別の事由がない限り、次のとおりとする。

ア 寝台タクシー等の出発地から移送先の医療機関までの最も経済的な通常の経路で往復した距離を移送距離とみなす。

イ 移送距離を時速30キロメートルで移送したものとして算定した時間を移送時間とみなす。

(6) 有料道路を使用した場合には、その使用についてやむを得ない理由があると広域連合が認めるものに限り、当該利用料を移送の経費として移送費の額の算定

に加えることができる。

- (7) 寝台タクシーの待機料は、合理的な理由があると広域連合が認める場合を除き、移送費の額の算定から除外するものとする。
- (8) 移送費の額は、現に当該移送に要した費用の額から付帯サービス利用料、有料道路使用料及び寝台タクシーの待機料その他移送に付随するものの額を除いた額と算定基準額とを比べて安価なものとする。
- (9) 医師の判断で寝台タクシー以外の方法により移送した場合における移送費の額は、その傷病の状態に応じて利用すべき交通機関の設備等を勘案した上で最も経済的な通常の経路で算定した運賃の額とする。
- (10) 前号に規定する場合であって、医師の判断により、医師、保健師、助産師又は看護師が付き添って移送したときは、原則として1人分までの運賃の額を移送費の額の算定に加えるものとする。
- (11) 天災その他やむを得ない事情により、前各号に規定する移送費の額の算定が困難であると広域連合が認める場合には、現に要した額を限度として移送費の額を算定する。

附 則

この基準は、平成21年11月27日から施行する。

別表（第3関係）

移送時間による基準額			移送距離による基準額		
時間		金額	距離		金額
最初の30分まで		2,840円	最初の7.5kmまで		2,840円
30分を超え	60分まで	5,260円	7.5kmを超え	15.0kmまで	5,260円
60分を超え	90分まで	7,680円	15.0kmを超え	22.5kmまで	7,680円
90分を超え	120分まで	10,100円	22.5kmを超え	30.0kmまで	10,100円
120分を超え	150分まで	12,520円	30.0kmを超え	37.5kmまで	12,520円
150分を超え	180分まで	14,940円	37.5kmを超え	45.0kmまで	14,940円
180分を超え	210分まで	17,360円	45.0kmを超え	52.5kmまで	17,360円
210分を超え	240分まで	19,780円	52.5kmを超え	60.0kmまで	19,780円
240分を超え	270分まで	22,200円	60.0kmを超え	67.5kmまで	22,200円
270分を超え	300分まで	24,620円	67.5kmを超え	75.0kmまで	24,620円
300分を超え	330分まで	27,040円	75.0kmを超え	82.5kmまで	27,040円
330分を超え	360分まで	29,460円	82.5kmを超え	90.0kmまで	29,460円
360分を超え	390分まで	31,880円	90.0kmを超え	97.5kmまで	31,880円
390分を超え	420分まで	34,300円	97.5kmを超え	105.0kmまで	34,300円
420分を超え	450分まで	36,720円	105.0kmを超え	112.5kmまで	36,720円
450分を超え	480分まで	39,140円	112.5kmを超え	120.0kmまで	39,140円
480分を超え	510分まで	41,290円	120.0kmを超え	127.5kmまで	41,290円
510分を超え	540分まで	43,440円	127.5kmを超え	135.0kmまで	43,440円
540分を超え	570分まで	45,590円	135.0kmを超え	142.5kmまで	45,590円
570分を超え	600分まで	47,740円	142.5kmを超え	150.0kmまで	47,740円
600分を超え	630分まで	49,890円	150.0kmを超え	157.5kmまで	49,890円
630分を超え	660分まで	52,040円	157.5kmを超え	165.0kmまで	52,040円
660分を超え	690分まで	54,190円	165.0kmを超え	172.5kmまで	54,190円
690分を超え	720分まで	56,340円	172.5kmを超え	180.0kmまで	56,340円
720分を超え	750分まで	58,490円	180.0kmを超え	187.5kmまで	58,490円
750分を超え	780分まで	60,640円	187.5kmを超え	195.0kmまで	60,640円

780 分を超え	810 分まで	62,790 円	195.0km を超え	202.5km まで	62,790 円
810 分を超え	840 分まで	64,940 円	202.5km を超え	210.0km まで	64,940 円
840 分を超え	870 分まで	67,090 円	210.0km を超え	217.5km まで	67,090 円
870 分を超え	900 分まで	69,240 円	217.5km を超え	225.0km まで	69,240 円
900 分を超え	930 分まで	71,390 円	225.0km を超え	232.5km まで	71,390 円
930 分を超え	960 分まで	73,540 円	232.5km を超え	240.0km まで	73,540 円

※ 960 分又は 240.0km を超えるときは、30 分又は 7.5km までを増すごとに 2,050 円を加算する。

※ 1440 分又は 360.0km を超えるときは、30 分又は 7.5km までを増すごとに 1,940 円を加算する。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

課名：給付課 整理番号：22

許認可等の内容	高額療養費の支給	
法令名・根拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律第 84 条	
関連する法令等の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第 14 条及び第 15 条 ・ 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 70、第 77 条及び第 78 条 	
審 査 基 準	基 準 (未設定の 場合は その理由)	<p>次の 1 から 3 までを基準とする。</p> <p>1 根拠法令：高齢者の医療の確保に関する法律第 84 条 (高額療養費)</p> <p>第 84 条 後期高齢者医療広域連合は、療養の給付につき支払われた第 67 条に規定する一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。以下この条において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第 57 条第 2 項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額（次条第一項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた被保険者に対し、高額療養費を支給する。</p> <p>2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。</p> <p style="text-align: center;">(裏面に続く)</p>
	設 年 月 日	平成 22 年 3 月 25 日設定（令和 7 年 2 月 27 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 90 日（翌日起算、休日を含まない。）
	設 年 月 日	平成 22 年 3 月 25 日設定（ 年 月 日最終変更）
備 考		

<p>審 査 基 準</p>	<p>基 準 (未設定の 場合は その理由)</p>	<p>(裏面)</p> <p>2 高額療養費の支給要件及び支給額 (「高齢者の医療の確保に関する法律施行令第14条及び第15条」参照) 高額療養費は、一部負担金等を合算した額が高齢者の医療の確保に関する法律施行令第15条に規定する高額療養費算定基準額を超える場合に支給する。</p> <p>3 申請書の内容 (「高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第70条第1項、第77条及び第78条」参照) (高額療養費の支給の申請)</p> <p>第70条 法第84条の規定により高額療養費(令第十四条の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。)の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者番号 2 個人番号 3 令第14条第1項、第2項又は第3項の規定による合算される額に係る療養が同条第1項第2号に規定する特定給付対象療養であるときは、その旨及び当該額 (申請書等の記載事項) <p>第77条 この節の規定による申請又は届出に関し作成する申請書又は届書には、申請者又は届出人の氏名、住所及び申請又は届出の年月日を記載しなければならない。 (添付書類等の省略)</p> <p>第78条 後期高齢者医療広域連合は、前節及びこの節の規定による申請又は届出に関し作成する申請書又は届書に添付し、又は提示しなければならない書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付又は提示を省略させることができる。</p> <p>2 前節及びこの節の規定によって申請書又は届書に意見書又は証明書を添付しなければならない場合であっても、当該申請書又は届書に相当の記載を受けたときは、意見書又は証明書の添付を要しないものとする。</p>
----------------------------	--	--

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

課名：給付課 整理番号：23

許認可等の内容	高額介護合算療養費の支給	
法令名・根拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律第 85 条	
関連する法令等の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第 16 条の 2 及び第 16 条の 3 ・ 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 71 条の 9 第 1 項から第 3 項まで第 71 条の 10、第 77 条及び第 78 条 	
審 査 基 準	基 準 (未設定の 場合は その理由)	次の 1 から 3 までを基準とする。 1 根拠法令：高齢者の医療の確保に関する法律第 85 条 (高額介護合算療養費) 第 85 条 後期高齢者医療広域連合は、一部負担金等の額（前条第 1 項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法第 51 条第一項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第 61 条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた被保険者に対し、高額介護合算療養費を支給する。 2 前条第 2 項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。 (裏面に続く)
	設 年 定 月 等 日	平成 22 年 3 月 25 日設定（令和 7 年 2 月 27 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 90 日（翌日起算、休日を含まない。）
	設 年 定 月 等 日	平成 22 年 3 月 25 日設定（ 年 月 日最終変更）
備	考	

基準

(未設定の
場合は
その理由)

(裏面)

2 高額介護合算療養費の支給要件及び支給額

(「高齢者の医療の確保に関する法律施行令第16条の2及び第16条の3並びに第16条の4」参照)

高額介護合算療養費は、毎年8月1日～翌年7月31日までの12か月間で医療費と介護保険との自己負担額を合算し、令第16条の3に規定する介護合算算定基準額を超えた場合に支給する。

対象者	算定基準額 毎年8月～翌年7月31日
現役並み所得者Ⅲ (一部負担3割)	212万円
現役並み所得者Ⅱ (一部負担3割)	141万円
現役並み所得者Ⅰ (一部負担3割)	67万円
一般 (一部負担1・2割)	56万円
低所得者Ⅱ (※1) (一部負担1割)	31万円
低所得者Ⅰ (※2) (一部負担1割)	19万円

※1 「低所得者Ⅱ」は世帯の全員が市町村民税非課税の被保険者（低所得者Ⅰ以外の被保険者）

※2 「低所得者Ⅰ」は世帯の全員が市町村民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費を差し引いたとき0円となる被保険者（年金の場合は年金収入80万円以下）

3 高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請内容等

(「高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第71条の9第1項から第3項まで、第71条の10、第77条及び第78条」)

(別紙に続く)

審査基準

〔高額介護合算療養費の支給及証明書の交付〕別紙)

(高額介護合算療養費の支給の申請)

第 71 条の 9 法第 85 条の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする令第 16 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する基準日被保険者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

- 1 被保険者番号
 - 2 申請者の氏名及び個人番号
 - 3 計算期間の始期及び終期
 - 4 申請者が計算期間における当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であった間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた年月
 - 5 基準日世帯被保険者が、計算期間において加入していた医療保険者及び介護保険者（介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村をいう。次項において同じ。）の名称及びその加入期間
- 2 前項の申請書には、令第 16 条の 2 第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる額に関する証明書をそれぞれ添付しなければならない。ただし、当該証明書に記載すべき額が零であつては、前項の申請書にその旨を記載した場合、又は後期高齢者医療広域連合が同項第五号に掲げる医療保険者及び介護保険者から令第 16 の 2 第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる額に関する情報の提供を受ける場合は、添付を省略することができる。
- 3 申請者が、令第 16 条の 2 第 2 項又は第 16 条の 3 第 1 項第 5 号若しくは第 6 号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。

(高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等)

第 71 条の 10 法第 85 条の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする被保険者（令第 16 条の 2 第 3 項及び第 4 項に規定する者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。ただし、次項第 4 号に掲げる額が零である場合にあっては、この限りでない。

- 1 被保険者番号
 - 2 申請者の氏名及び個人番号
 - 3 計算期間の始期及び終期
 - 4 基準日に加入する医療保険者の名称
 - 5 申請者が計算期間における当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であった間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた年月
- 2 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、被保険者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書を交付しなければならない。ただし、第 5 項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。
- 1 被保険者番号
 - 2 申請者の氏名
 - 3 申請者が計算期間において当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であった期間
 - 4 前号に掲げる被保険者であった期間に、当該申請者が受けた療養に係る令第 16 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する合算額
 - 5 当該後期高齢者医療広域連合の名称及び所在地

6 その他必要な事項

(「高額介護合算療養費の支給及証明書の交付」)

- 3 第1項の規定による申請書の提出を受けた後期高齢者医療広域連合は、当該申請に係る基準日の翌日から2年以内に同項第4号に掲げる医療保険者から高額介護合算療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請に関する確認を行ったときは、当該申請書は提出されなかったものとみなすことができる。
- 4 後期高齢者医療広域連合は、精算対象者（計算期間の途中で死亡した者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）に係る高額介護合算療養費等の額の算定に必要な第2項の証明書の交付申請を、当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であった者（当該精算対象者を除く。）から受けたときは、当該者に対し、当該証明書を交付しなければならない。
- 5 第1項の申請書は、同項第4号に掲げる医療保険者を經由して提出することができる。この場合において、当該医療保険者を經由して当該申請書の提出を受けた後期高齢者医療広域連合は、当該医療保険者に対し、第2項第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。

(申請書等の記載事項)

第77条 この節の規定による申請又は届出に関し作成する申請書又は届書には、申請者又は届出人の氏名、住所及び申請又は届出の年月日を記載しなければならない。

(添付書類等の省略)

第78条 後期高齢者医療広域連合は、前節及びこの節の規定による申請又は届出に関し作成する申請書又は届書に添付し、又は提示しなければならない書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付又は提示を省略させることができる。

2 前節及びこの節の規定によって申請書又は届書に意見書又は証明書を添付しなければならない場合であっても、当該申請書又は届書に相当の記載を受けたときは、意見書又は証明書の添付を要しないものとする。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

課名：給付課 整理番号：24

許認可等の内容	入院時食事療養費の支給		
法令名・根拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 37 条		
関連する法令等の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の医療の確保に関する法律第 74 条 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 77 条 		
審 査 基 準	基 準 (未設定の 場合は その理由)	次の 1 から 3 までに掲げる規定を基準とみなすことができる。 1 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 37 条 (食事療養標準負担額の減額に関する特例) 第 37 条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が保険医療機関において、第 67 条第 4 項の認定を受けていることの確認を受けることなく減額しない額の法第 74 条第 2 項に規定する食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）を支払った場合であって、当該確認を受けなかったことがやむを得ないものと認めるときは、その食事療養について支払った食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があったとすれば支払うべきであった食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費又は保険外併用療養費として被保険者に支給することができる。 2 前項の規定による支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。この場合において、第 67 条第 2 項の規定により資格確認書の交付を受けている者は、当該資格確認書を添えて申請しなければならない。 1 被保険者番号 2 氏名及び個人番号 3 食事療養を受けた保険医療機関の名称及び所在地 4 食事療養について支払った食事療養標準負担額 5 食事療養を受けた被保険者の入院期間 6 第 67 条第 4 項の認定を受けていることの確認を受けなかった理由 7 疾病又は負傷が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）	
	設 年 定 月 等 日	平成 22 年 3 月 25 日設定（令和 7 年 2 月 27 日最終変更）	
	標 準 処 理 期 間	総日数 60 日（翌日起算、休日を含まない。）	
設 年 定 月 等 日	平成 22 年 3 月 25 日設定（ 年 月 日最終変更）		
備 考			

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">審査基準</p>	<p style="text-align: center;">基準 (未設定の場合はその理由)</p>	<p>(裏面)</p> <p>2 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 77 条 (申請書等の記載事項) 第 77 条 この節の規定による申請又は届出に関し作成する申請書又は届書には、申請者又は届出人の氏名、住所及び申請又は届出の年月日を記載しなければならない。</p> <p>3 高齢者の医療の確保に関する法律第 74 条 (入院時食事療養費) 第 74 条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者（長期入院療養を受ける被保険者（次条第一項において「長期入院被保険者」という。）を除く。以下この条において同じ。）が、保険医療機関等（保険薬局を除く。以下この条及び次条において同じ。）のうち自己の選定するものについて第 64 条第 1 項第 5 号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、当該被保険者に対し、入院時食事療養費を支給する。ただし、当該被保険者が第 82 条第 1 項又は第 2 項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない</p>
---	---	--

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

課名：保険料課 整理番号：25

許認可等の内容	特定疾病に係る保険者の認定
法令名・根拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 62 条
関連する法令等の規	・ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第 14 条第 6 項
審 査 基 準	<p>1 根拠法令 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 62 条 第 62 条 令第 14 条第 6 項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定（以下この条において「特定疾病認定」という。）を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者番号 2 特定疾病認定を受けようとする者の氏名及び個人番号 3 特定疾病認定を受けようとする者がかかった令第 14 条第 6 項に規定する疾病の名称 <p>2 前項の申請書には、同項第 3 号に掲げる疾病に関する医師又は歯科医師の意見書その他当該疾病にかかっていることを証する書類を添付しなければならない。</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師において診断年月日及び氏名を記載しなければならない。</p> <p>4 後期高齢者医療広域連合は、第 1 項の申請に基づき特定疾病認定を行ったときは、被保険者に対し、様式第 5 号による特定疾病療養受療証又は特定疾病認定に係る情報を記載した資格確認書（以下この条において「特定疾病療養受療証等」という。）を交付しなければならない。</p> <p>5 特定疾病療養受療証等の交付を受けた被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、特定疾病療養受療証等を後期高齢者医療広域連合に返還しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 被保険者の資格を喪失したとき。 二 令第 14 条第 6 項各号のいずれかに該当しなくなったとき。 <p>6 特定疾病認定を受けた被保険者は、保険医療機関等から令第 14 条第 6 項に規定する療養を受けようとするときは、当該保険医療機関等において、特定疾病認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該特定疾病認定を受けた者が、第 30 条の 3（第 3 号を除く。）に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするときは、第 4 項の資格確認書を当該保険医療機関等に提出し、又は資格確認書（第 4 項の資格確認書を除く。）若しくは処方せんに添えて、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>7 前項ただし書の場合においては、当該被保険者は、その理由がなくなったときは、遅滞なく、特定疾病療養受療証等を当該保険医療機関等に提出しなければならない。</p> <p>8 第 17 条及び第 18 条（第 3 項ただし書を除く。）の規定は、特定疾病療</p>

		<p>養受療証について準用する。</p> <p>9 特定疾病認定を受けた被保険者に係る第 22 条、第 23 条、第 25 条及び第 26 条に規定する届書には、当該届出に係る被保険者に係る特定疾病療養受療証等を添えなければならない。</p> <p>2 基準</p> <p>(1) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第 14 条第 6 項</p> <p>6 被保険者が次の各号のいずれにも該当する疾病として厚生労働大臣が定めるものに係る療養（食事療養及び生活療養を除く。）を受けた場合において、当該療養を受けた被保険者が厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る第 1 項第 1 号イからヌまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヌまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。</p> <p>1 費用が著しく高額な一定の治療として厚生労働大臣が定める治療を要すること。</p> <p>2 前号に規定する治療を著しく長期にわたり継続しなければならないこと。</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第 14 条第 6 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病（平成 19 年 11 月 30 日厚生労働大臣告示第 397 号）</p> <p>1 人工腎臓を実施している慢性腎不全</p> <p>2 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害</p> <p>3 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（H I V 感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）</p>
	設 定 等 年 月 日	平成 2 2 年 3 月 2 5 日 設定（令和 7 年 2 月 2 7 日 最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	即日
標 準 処 理 期 間	設 定 等 年 月 日	平成 2 2 年 3 月 2 5 日 設定（令和 7 年 2 月 2 7 日 最終変更）
備 考	備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

課名：保険料課 整理番号：26

許認可等の内容	特定疾病受療証の再交付
法令名・根拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 62 条第 8 項
関連する法令等の規	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第17条
審 査 基 準	<p>根拠法令及び基準</p> <p>1 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 62 条第 8 項 8 第 17 条及び第 18 条（第 3 項ただし書を除く。）の規定は、特定疾病療養受療証について準用する。</p> <p>2 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 17 条 第 17 条 資格確認書の交付を受けている者は、当該資格確認書を破り、汚し、又は失ったときは、第 1 号に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出し、第 2 号に掲げる書類（当該申請書に個人番号を記載しない場合に限る。）を提示して、その再交付を申請することができる。</p> <p>1 次に掲げる事項 イ 氏名、生年月日及び住所 ロ 個人番号又は被保険者番号 ハ 再交付申請の理由</p> <p>2 氏名及び生年月日又は住所（以下この号において「個人識別事項」という。）が記載された書類であって、次のいずれかに該当するもの イ 個人番号カード又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・総務省令第 3 号）第 1 条第 1 号に掲げる書類 ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該被保険者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして当該被保険者が住所を有する後期高齢者医療広域連合が適当と認めるもの ハ イ及びロに掲げるもののほか、介護保険の被保険者証若しくは児童扶養手当証書又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって当該被保険者が住所を有する後期高齢者医療広域連合が適当と認めるもののうち二以上の書類</p> <p>2 資格確認書を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その資格確認書を添えなければならない。</p> <p>3 後期高齢者医療広域連合は、第 1 項の規定による申請を受けたときは、資格確認書を被保険者に再交付しなければならない。</p> <p>4 被保険者は、資格確認書の再交付を受けた後、失った資格確認書を発見したときは、直ちに、発見した資格確認書を後期高齢者医療広域連合に返還しなければならない。</p> <p style="margin-left: 20px;">（未設定の場合はその理由）</p>

	設 定 等 年 月 日	平成 2 2 年 3 月 2 5 日 設定 (令和 7 年 2 月 2 7 日 最終 変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	即日
	設 定 等 年 月 日	平成 2 2 年 3 月 2 5 日 設定 (年 月 日 最終 変更)
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

課名：給付課 整理番号：27

許認可等の内容	葬祭費の支給	
法令名・根拠条項	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第2条	
関連する法令等の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の医療の確保に関する法律第86条第1項 ・埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則第32条第1項及び第2項 	
審 査 基 準	基 準 (未設定の 場合は その理由)	次の1及び2の規定を基準とみなすことができる。 1 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第2条 (葬祭費) 第2条 法第86条第1項の規定により、被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に葬祭費として5万円を支給する。 2 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則第32条 (葬祭費の支給の申請) 第32条 葬祭を行った者が、条例第2条第1項の規定により葬祭費の支給を受けようとするときは、後期高齢者医療葬祭費支給申請書(様式第63号)を広域連合長に提出しなければならない。 2 前項の申請書には、葬祭に要した経費の領収証、会葬礼状等申請者が葬祭を行ったことを明らかにする書類を添付するものとする。 参考： 高齢者の医療の確保に関する法律第86条第1項 第86条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の死亡に関しては、条例の定めるところにより、葬祭費の支給又は葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。
	設 年 定 月 等 日	平成22年3月25日設定(令和7年2月27日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数30日(翌日起算、休日を含まない。)
	設 年 定 月 等 日	平成22年3月25日設定(年 月 日最終変更)
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

課名：保険料課 整理番号：28

許認可等の内容	資格確認書交付申請
法令名・根拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第16条第1項
関連する法令等の規	・高齢者の医療の確保に関する法律第54条第3項
審 査 基 準	<p>根拠法令及び基準</p> <p>1 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第16条</p> <p>第16条 法第54条第3項に規定する書面であって複製等を防止し、又は抑止するための措置その他の必要な措置を講じたもの（以下「資格確認書」という。）（様式第1号、様式第2号又は様式第3号によるものに限る。以下この条において同じ。）の交付を求める被保険者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出して、その交付を申請しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請の年月日 2 申請者の氏名、生年月日及び個人番号 3 申請の理由 4 その他後期高齢者医療広域連合が定める事項であって、申請者が資格確認書への記載を求めるものがある場合には、その旨 <p>2 後期高齢者医療広域連合は、第1項の規定による交付の申請があったときは、第4項各号に掲げる事項を記載した資格確認書を、申請者に有効期限を定めて交付しなければならない。</p> <p>3 前項の有効期限は、交付の日から起算して五年を超えない範囲内において後期高齢者医療広域連合が定めるものとする。</p> <p>4 法第54条第3項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者の氏名、性別及び生年月日 2 被保険者番号及び保険者番号並びに後期高齢者医療広域連合の名称 3 資格取得年月日及び資格確認書の交付年月日 4 一部負担金の割合及び発効期日 5 有効期限 6 その他後期高齢者医療広域連合が定める事項であって、申請者が記載を求めたもの <p>2 高齢者の医療の確保に関する法律第54条第3項</p> <p>3 被保険者が第64条第3項に規定する電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、当該状況にある被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項から第5項までにおいて同じ。）による提供を求めることができる。この場合において、当該後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定め</p>

		<p>るところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行った被保険者に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った被保険者に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。</p>
	設 定 等 年 月 日	令和6年12月2日設定（令和年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	即日
	設 定 等 年 月 日	令和6年12月2日設定（令和年 月 日最終変更）
備 考		